

専決処分第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年10月7日

高根沢町長 神林秀治

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 39,864円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 有限会社 巴二開発
代表取締役 皆川 玲子 |
| 3 事故の概要 | 光陽台地内の町道上空を電話線が横断している箇所において、町有地から伸びた植物の蔓が当該電話線に絡まり、垂れ下がっている状態であったところ、令和7年 |

9月12日午前10時00分頃、真下を通過したトラックの積み荷に蔓が絡まり、電話線を引きちぎってしまった。その際、当該電話線が添架してあった相手方所有のアパートの堅樋と一緒に引っ張られ、堅樋が破損してしまった。
その破損に対して損害賠償をする。